

みんなで考えよう 高齢者虐待のこと



高齢者に対して心身を傷つけるような言動や、人権侵害をすることを「高齢者虐待」といいます。

高齢者虐待防止法では、生命または身体に重大な危険がある虐待を発見した方は、通報する義務があると定めています。

虐待を受けている方、虐待していると思われる行為を見た方、あるいは介護などを行っているけれど、ストレスがたまり虐待をしてしまう心配があるという方は、ご連絡ください。情報や秘密は守ります。

【虐待の種類】

- ▼**身体的虐待** 暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断すること
- ▼**心理的虐待** 脅しや侮辱などの、言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒

的に苦痛を与えること

▼**性的虐待** 本人が嫌がる性的行為や裸で放置すること

▼**経済的虐待** 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

▼**介護の放棄・放任（ネグレクト）** 意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話を行っていない者が、その提供を放棄または放任し、結果として高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること

▼問合せ

- 町保健福祉課地域支援係
☎72・6910
- 那須地区地域包括支援センター
☎71・1138
- 高原地区地域包括支援センター
☎73・8881

と家族の会栃木県支部代表

・高橋良子氏（公社）認知症の人と家族の会栃木県支部 世話人（介護中）

▼参加費 無料

▼申込み・問合せ

傾聴と在宅支援のボランティアのぼらん（担当：竹原）
☎Fax 64・1013

- ▼**日時** 9月30日（出）
- ▼**時間** 午前10時～正午
- ▼**場所** 文化センター小ホール
- ▼**講師** 金澤林子氏（公社）認知症の人



申込み（メール）

9月10日～16日は 自殺予防週間です

こころの健康は、自分では自覚しづらいものです。毎日の生活で、気付かないうちにストレスがたまり、こころが疲れてしまいます。

▼あなたのこころは元気ですか？ 項目をチェックしてみましょう

- 毎日の生活に充実感がない
- これまで楽しんでやれていたことが、楽しめなくなった
- 以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じる
- 自分が役に立つ人間だと思えない
- わけもなく疲れたような感じがする

※2項目以上が2週間以上、ほぼ毎日続き、つらい気持ちになったり、毎日の生活に支障が出たりしている場合には、こころが疲れている可能性があります。

▼こころが元気であるために

話す、泣く、笑う、怒るなどの素直な気持ちを信頼できる身近な人に話してみよう。泣きたいのを我慢したり、つらいのに普通にしようとしなくても大丈夫です。

○こころの健康相談日（要予約）

抱えきれないこころの重荷をカウンセラーがお聞きします。どんなことでもかまいません。話を聞かせてください。秘密は守ります。

▼**日時** 9月29日（金）

- ▼**時間** 午前10時、11時、午後1時、2時、3時（1時間程度）
- ▼**場所** ゆめプラザ・那須
- ▼**予約・問合せ** 保健センター
☎72・5858

○電話相談

- ・こころのダイヤル
☎028・673・8341
- 月～金曜日午前9時～午後5時（年末年始休み）
- ・栃木いのちの電話
☎028・643・7830
（365日24時間）

・こころの相談@とちぎ（LINE）



LINE

那須赤十字病院

「第96回がんのこころ」

がんの患者さんや支えるご家族が、専門家や体験者とがんについて話したり相談したりするためのつどいを行っています。

- ▼**日時** 10月7日（出）
- ▼**時間** 午前10時～11時
- ▼**場所** 那須赤十字病院 多目的ホール（アイン薬局2階）
- ▼**内容** 「薬について」
- ▼**定員** 16名
- ▼**入場** 無料
- ▼**申込み・問合せ** 那須赤十字病院がん診療対策推進室
☎0287・23・1122